

第 253 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 6 号

令和 7 年 6 月 4 日かすみがうら市農業委員会告示第 6 号をもって、令和 7 年 6 月 10 日（火）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 253 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 7 年 6 月 10 日（火） 午後 2 時 00 分開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1 番	石塚 洋二	2 番	麻生 登美子	4 番	中山 峰雄	5 番	佐賀 正治
6 番	井坂 孝雄	7 番	齋藤 務	9 番	小倉 達也	10 番	宮本 康子
12 番	矢口 明之	13 番	福田 美保	14 番	関 宏幸	15 番	飯田 敬市

4. 欠席委員

3 番 豊崎 静代 8 番 廣瀬 栄二 11 番 岡部 正仁

5. 説明のため出席した者

事務局長 小泉 一司 事務局長補佐 澤田 幸一 主任 長田 千絵美

6. 議事録署名委員

4 番 中山 峰雄 5 番 佐賀 正治

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について

報告第12号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

報告第15号 制限除外の農地移動届出の受理について

報告第16号 令和6年度最適化活動の目標に対する点検・評価について

- ⑤ 議案審議について

議案第22号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第23号 農地法第5条の規定による許可の取消願について

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第25号 現況証明願の交付決定について

議案第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について

決議第1号 「全国農業新聞」普及促進に関する申し合わせ決議について

午後 3 時 00 分開会

事務局長	只今から、令和 7 年 第 253 回農業委員会総会を開会いたします。 只今の出席委員は 12 名で、会議規則第 7 条の定足数に達しております。よって総会は成立しております。 なお、委員会会議規則第 4 条により、3 番 豊崎 静代委員、8 番 廣瀬 栄二、11 番 岡部 正仁委員から欠席届が提出されております。 それでは会議規則第 5 条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、飯田会長にお願いいたします。
議長	(会長あいさつ) (諸般の報告朗読)
議長	次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則 第 16 条 第 2 項の規定により、4 番 中山 峰雄委員、5 番 佐賀 正治委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局の長田主任を指名いたします。
議長	次に日程の決定について、お諮りいたします。 只今から 午後 5 時までとしたいと思いますが、いかがですか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	ご異議ございませんので、午後 5 時までといたします。
議長	次に、報告第 12 号ないし第 16 号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、質疑に入ります。 報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。

議長	それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
1 番 石塚 洋二	6 月 3 日午前 9 時から霞ヶ浦庁舎において、麻生委員と私、石塚の 2 名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。 それでは説明いたします。 番号 1 番の農地は、●●●●●●●●●●から約 200m 西に位置する畑 2 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。野菜を作付けする計画です。 続きまして番号 2 番の農地は、●●●●●●●●●●から約 400m 南西に位置する田 2 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。 続きまして番号 3 番の農地は、●●●●●●●●●●から約 400m 南西に位置する田 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。 続きまして番号 4 番の農地は、●●●●●●●●●●から約 500 m 東に位置する畑 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。露地野菜を作付けする計画です。

	続きまして番号5番の農地は、●●●●●●●●●●●●●●から約200m北東に位置する畑1筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、譲渡人の要望により、今回の申請に至りました。野菜を作付けする計画です。 続きまして番号6番から7番の農地は、土地の交換を行うことから関連性がありますので一括で説明いたします。申請地は●●●●●●●●●●●●●●から約250m東に位置する畑1筆と、約280m東に位置する畑1筆になります。現況は、いずれもきれいに管理されていました。譲受人・渡人の要望により、今回の申請に至りました。いずれも飼料作物を作付けする計画です。 続きまして番号8番の農地は、●●●●●●●●●●●●●●から約500m東に位置する畑1筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。露地野菜を作付けする計画です。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 議案審議は、一括にて行います。 番号1番ないし番号8番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番ないし番号8番について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号1番ないし番号8番は、原案のとおり決定いたします。

議長	以上、議案第 22 号 8 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消願について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
1 番 石塚 洋二	それでは説明いたします。 図面番号 1 番も併せてご覧ください。番号 1 番の申請地は、平成 26 年 3 月 17 日付けで自己住宅に伴う 5 条の転用許可がされた土地です。今回、自己住宅の建築が不要となったため、申請者の意向により許可の取消願が提出されました。現地を調査し、転用行為がされていないことが確認できましたので、許可の取消を行っても支障はないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議のほど、よろしくお願いします。
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。
7 番 齋藤 務	申請番号 1 について、過去に許可されているけど、所有権移転も何もやらないから取消すと言う事ですね。
事務局	はいそうです。取消願が提出できる要件として、1 つは、所有権移転登記等がなされていない事。2 つ目は、現況が許可前の状態と変わらないと認められる事になりますので、登記簿情報に変更がなく現況も区画形質の変更が行われていない事を確認して受付しております。

7 番 齋藤 務	わかりました。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	以上、議案第 23 号 1 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
1 番 石塚 洋二	それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 2 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●から約 300m 南に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして番号 2 番になります。図面番号 3 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●から約 100m 西に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

えます。

続きまして番号 3 番になります。図面番号 4 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●から約 100m 北東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 4 番になります。図面番号 5 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●から約 400m 南に位置する畑 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 5 番になります。図面番号 6 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●から約 300m 南東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 6 番になります。図面番号 7 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●から約 150m 南東に位置する田 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 7 番になります。図面番号 8 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 100m 北西に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

2 番 麻生 登美子	続きまして番号 8 番になります。図面番号 9 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 50m 南に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして番号 9 番になります。図面番号 10 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 500m 東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして番号 10 番になります。図面番号 11 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 70m 南東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして番号 11 番になります。図面番号 12 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 100m 南東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして番号 12 から 13 番になります。こちらについては、申請人が同一であり、土地の所在も近いため一括で説明いたします。図面番号 13 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 350m 南西に位置する畑 3 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。
------------	---

続きまして番号 14 番になります。図面番号 14 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から約 90m 南東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 15 から 16 番になります。こちらについては、申請人が同一であり、土地の所在も近いため一括で説明いたします。図面番号 15 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●から約 650 m 北東に位置する畑 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 17 番になります。図面番号 16 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から約 700m 東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 18 番になります。図面番号 17 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から約 600m 北西に位置する畑 6 筆になります。こちらは、第 1 種農地と判断しました。申請人は、農業用施設として使用するため、今回の申請に至りました。また、申請地は第 1 種農地ですが、農業に資する施設であることから不許可の例外に該当し、転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 19 番になります。図面番号 18 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 150m 南西に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 20 番になります。図面番号 19 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 270m 東に位置する畑 2 筆、田 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 21 番になります。図面番号 20 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 150m 南に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 22 から 23 番になります。こちらについては、申請人が同一であり、土地の所在も近いため一括で説明いたします。図面番号 21 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 500m 南東に位置する畑 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 24 番になります。図面番号 22 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 100m 南東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 25 番になります。図面番号 23 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 300m 北西に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 3 種農地と判断しました。申請人は、資材置場、駐車場として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

	以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。 す。
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 はじめに、番号 11 番について審議いたします。 2 番 麻生 登美子委員が、議事参与の制限となりますので、会議規則第 13 条の規定により、退席をお願いします。 ここで、暫時休憩いたします。 (2 番 麻生 登美子委員 退席)
議長	会議を再開いたします。 番号 11 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 11 番について、原案のとおり決定することに、 賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 11 番は、原案のとおり決定いたします。
議長	2 番 麻生 登美子委員の入室を認めます。 ここで、暫時休憩いたします。 (2 番 麻生 登美子委員 入室)
議長	会議を再開いたします。 次に、番号 11 番を除く案件について、審議いたします。 議案審議は、一括にて行います。 番号 1 番ないし番号 10 番、番号 12 番ないし番号 25 番について、ご意見、ご質問等ございますか。

7 番 齋藤 務	申請番号 24 について、確認ですが、議案第 23 号 申請番号 1 許可取消願がそのまま議案第 24 号 申請番号 24 で同じ様に、違う方が自己住宅を建てたいという申請ですが問題ないですね。
事務局	農地法の規定による許可処分の取消があった農地を新たに転用申請して頂く事については、特に問題ありません。自己住宅を建築するという事で第 5 条申請を提出したという事になります。
7 番 齋藤 務	わかりました。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番ないし番号 10 番、番号 12 番ないし番号 25 番について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 1 番ないし番号 10 番、番号 12 番ないし番号 25 番は、原案のとおり決定いたします。
議長	以上、議案第 24 号 25 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 25 号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
2 番 麻生 登美子	それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 24 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●から約 500m 南に位置する田 1 筆になります。こちらは、35 年以上前から資材置場として使用しており、現在に至っている

	ことから、証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	以上、議案第 25 号 1 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 26 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 （事務局説明）

議長	事務局説明が終わりました。 はじめに、番号 44-1 番について審議いたします。 13 番 福田 美保委員が、議事参与の制限となりますので、会議規則第 13 条の規定により、退席をお願いします。 ここで、暫時休憩いたします。 (13 番 福田 美保委員 退席)
議長	会議を再開いたします。 番号 44-1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 44-1 番について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 44-1 番は、原案のとおり決定いたします。
議長	13 番 福田 美保委員の入室を認めます。 ここで、暫時休憩いたします。 (13 番 福田 美保委員 入室)
議長	会議を再開いたします。 次に、番号 44-1 番を除く案件について、審議いたします。 番号 1-1 番ないし番号 43-1 番、番号 1-1 番ないし番号 4-4 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1-1 番ないし番号 43-1 番、番号 1-1 番ないし番号 4-4 番について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長	全員賛成ですので、番号 1-1 番ないし番号 43-1 番、番号 1-1 番ないし番号 4-4 番は、原案のとおり決定いたします。
議長	次に「決議第 1 号 「全国農業新聞」普及促進に関する申し合わせ決議について」上程いたします。 6 番 井坂会長代理より、提案理由の説明をお願いします。
6 番 井坂 孝雄	それでは、ご説明いたします。 議案書は、99 ページとなります。また、机上にお配りした資料も併せてご覧ください。 茨城県農業会議からの通知文「令和 7 年 全国農業新聞の普及推進について」にありますように、全国農業新聞の普及推進にあたり、各市町村農業委員会において、「全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議」を、総会において採択されるよう依頼を受けております。 決議の内容は、次の 3 点の取り組みを、強力に進めることを申し合わせするものです。 1. 農業者や農村現場への農政情報および農業委員会活動の普及、浸透と、地域の情報を発信するため、全国農業新聞を活用した情報提供活動を行う。 2. 農業委員・農地利用最適化推進委員 1 人当たり毎年 1 部以上の新規購読者の確保を目標に普及推進を行う。 3. 令和 7 年 11 月 22 日までに、購読部数 38 部の達成を目指す。 以上 3 点となりますが、委員の皆様方には、目標達成に向けて、農家の方へお声かけをお願いするものです。つきましては、趣旨をご理解いただき、ご賛同いただきますようお願いいたします。
議長	提案理由の説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますか。
4 番 中山 峰雄	当農業委員会で、委員等は皆購読されているのですか。
事務局	農業委員、推進員 26 名購読されています。更に、市で 2 部購読しており、当市としては 28 部購読している状況です。
4 番 中山 峰雄	わかりました。

議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 決議第 1 号について、原案のとおり決議することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	賛成多数ですので、決議第 1 号は、原案のとおり決定いたしました。
議長	以上で、本日の議案審議は終了しました。
議長	来月の総会は、7 月 10 日（木）午後 2 時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、中山 峰雄委員、佐賀 正治委員、井坂 孝雄委員です。 日時は、7 月 3 日（木）午前 9 時から、霞ヶ浦庁舎小会議室 2 といたします。 よろしくお願いいたします。
議長	それでは、以上を持ちまして、第 253 回農業委員会総会を閉会いたします。 慎重審議、大変ご苦労様でした。

かすみがうら市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長 飯田 敬市

署 名 委 員 中山 峰雄

署 名 委 員 佐賀 正治